

産業衛生 レポート

No.543

2024年12号

パナソニック健康保険組合 産業衛生科学センター

第170回 労働政策審議会安全衛生分科会（資料）

（令和6年11月6日 厚生労働省開催）

労働政策審議会[※]のひとつの分科会である安全衛生分科会は、産業安全及び労働衛生に関する現状の課題と、今後取り組むべき重要課題等について調査審議を行う組織です。第170回 当該分科会において、中間とりまとめとなる議題が公表されましたのでその概要について紹介します。

下記議題（2）「労働安全衛生法に基づく一般健康診断検査項目等について」は、女性特有の健康課題について、問診内容への追加や、歯科健診に関する実施の要否等について、また、議題（3）では、高年齢労働者の労働災害が増加している現状をうけ、労働安全衛生法第62条の措置内容（現行は「中高年齢者」に対する「適正な配置」のみ規定）を拡大すべく、低迷する「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン（エイジフレンドリーガイドライン）（リスクアセスメントと職場環境の改善等を勧奨している）」の取組について、適切かつ有効な実施を図るため、法律上の根拠を与え企業の努力義務とするなどの案が審議されています。災害の傾向等の統計も提示されていますので参考にしてください。

※ 労働政策審議会は、平成13年1月6日、厚生労働省設置法第6条第1項に基づき設置され、厚生労働省設置法第9条に基づき、厚生労働大臣等の諮問に応じて、労働政策に関する重要事項の調査審議が行われる。

議題：

- （1）ストレスチェック制度を含めたメンタルヘルス対策について
- （2）労働安全衛生法に基づく一般健康診断の検査項目等について
- （3）高年齢労働者の労働災害防止対策について（その3）
- （4）治療と仕事の両立支援対策について（その3）
- （5）その他

詳細は以下をご確認ください。

- ・[第170回労働政策審議会安全衛生分科会（資料） | 厚生労働省](#)
- ・[資料1 ストレスチェック制度を含めたメンタルヘルス対策について](#)
- ・[資料2 労働安全衛生法に基づく一般健康診断の検査項目等について](#)
- ・[資料3 高年齢労働者の労働災害防止対策について（その3）](#)
- ・[資料4 治療と仕事の両立支援対策について（その3）](#)

危険物の規制に関する規則等の一部を改正する省令（案）について

～危険物の規制に関する規則等の一部を改正する省令（案）に対する意見公募より～

（令和6年10月10日 総務省公示）

総務省 消防庁では、危険物規制に関する規則の一部を改正予定です。新規の低炭素水素施設について、保安距離や避雷設備が改訂されます。参考にしてください。

今後のスケジュール

公布：令和 6 年 11 月下旬

施行：公布の日 ※ただし、一部は令和 7 年 4 月 1 日から施行する

詳細は以下をご確認ください。

- ・ [総務省 | 報道資料 | 危険物の規制に関する規則等の一部を改正する省令\(案\)に対する意見公募](#)
- ・ [危険物の規制に関する規則等の一部を改正する省令\(案\)に対する意見公募について | e-Gov パブリック・コメント](#)
- ・ [改正概要](#)
- ・ [省令新旧](#)

令和 6 年度 年末年始無災害運動

～実施期間 2024 年 12 月 1 日から 2025 年 1 月 15 日～

(令和 6 年 11 月 21 日 中央労働災害防止協会)

年末年始無災害運動は、働く人たちが年末年始を無事故で過ごし、明るい新年を迎えることができるようにという趣旨で、昭和 46 年から厚生労働省の後援のもと中央労働災害防止協会が主唱する運動で、本年度で 54 回目を迎えます。

年末年始、非常作業を行う機会も多くなります。

一年の締めくくりを笑顔で送り、災害のない明るい新年を迎えるために、「安全最優先」の考え方を基本に、あわただしい時期にこそ、作業前点検の実施、安全な作業方法の確認などを着実に実施しましょう。

1 趣旨 (略)

2 実施期間 令和 6 年 12 月 1 日から令和 7 年 1 月 15 日までとする。

3 運動標語 「今年もやります！ 基本作業の徹底 年末年始も無災害」

4 主唱者 中央労働災害防止協会

5 後援 厚生労働省

6, 7 (略)

8 事業場の実施事項

(1) 年末年始に実施する事項

- ① 経営トップによる安全衛生方針の決意表明
- ② 安全衛生パトロールの実施
- ③ 機械設備に係る一斉検査および作業前点検の実施
- ④ 年末時期の大掃除等を契機とした 5 S の徹底、掲示や旗の掲げ替え
- ⑤ 年始時期の作業再開時の安全確認の徹底
- ⑥ 年末年始無災害運動用ポスター、のぼり等の掲示

(2) 年末年始に実施状況を確認する事項

- ① KY (危険予知) 活動を活用した非常作業における労働災害防止対策の徹底
- ② 安全保護具・労働衛生保護具、安全標識・表示等の点検と整備・更新
- ③ 化学物質のリスクアセスメントの実施を含めた化学物質管理の徹底
- ④ 転倒、墜落・転落、はさまれ・巻き込まれ災害防止や腰痛予防対策の徹底
- ⑤ 火気の点検、確認など火気管理の徹底
- ⑥ 交通労働災害防止対策の推進
- ⑦ 過重労働をしない・させない職場環境づくり
- ⑧ 高齢労働者を含めた身体機能の維持向上のための健康づくり、健康的な生活習慣 (睡眠、食

事、運動等)に関する健康指導などの実施

- ⑨ 感染症拡大防止対策の徹底
- ⑩ 職場のハラスメント防止につながる取り組みの推進
- ⑪ 自然災害等に伴う復旧・復興工事等における労働災害防止対策の推進
- ⑫ 安全衛生旗の掲揚、その他安全衛生意識高揚のための活動の実施

詳細は以下をご確認ください。

- ・ [中災防:年末年始無災害運動実施要領](#)
- ・ [令和6年度 年末年始無災害運動実施要領 .pdf](#)
- ・ [年末年始無災害運動リーフレット.pdf](#)

令和 6 年度 安全衛生教育促進運動

～実施期間 2024年12月1日から2025年4月30日～

(令和6年11月21日 中央労働災害防止協会)

安全衛生教育促進運動は、労働者の安全と健康を守る上で中核となる安全衛生教育についてその重要性を啓発し、実施を促すため、平成25年度から中央労働災害防止協会が主唱し、推進している運動である。

安全衛生教育は、労働者の就業に当たって必要な安全衛生に関する知識等を付与するものである。特に、労働安全衛生法に基づく雇入れ時教育、作業内容変更時教育、職長等教育、危険有害業務従事者に対する特別教育等(以下「法定教育」という。)の徹底や就業制限業務に係る資格取得の確実な実施は労働災害を防止する上で極めて重要である。また、外国人労働者の就労が増す中、安全衛生教育の重要性はますます高まっている。

事業場の安全衛生水準の向上と自主的な安全衛生活動の取り組みのためには労働者の安全・健康に対する意識の定着が重要である。経営トップや安全衛生に係る管理者、作業員等、各層に応じた知識と技能の習得の機会を法定教育に加えて法定外の教育も欠かさない。

事業者は、教育・研修の対象者が増える年度初めに向け、計画的に準備を進めて着実に実施していただきたい。安全衛生教育の重要性を改めて認識し、各事業場にその実施を積極的に促すため、本年度も安全衛生教育促進運動を展開することとする。

1 趣旨 (略)

2 実施期間 令和6年12月1日から令和7年4月30日までとする。

3 運動標語 「正しい知識で 職場を安全・健康に！」

4 主唱者 中央労働災害防止協会

5 後援 厚生労働省

6～9 (略)

10 実施者の実施事項

- (1) 年間の安全衛生教育実施計画の作成、これに基づく安全衛生教育の計画的かつ効果的な実施
- (2) 安全衛生教育の実施結果の記録・保存
- (3) 実施計画の作成、実施、実施結果の記録・保存など安全衛生教育に関する業務の実施責任者の選任
- (4) 法定教育等の徹底
 - ア 新入社員(パート・アルバイト、派遣労働者を含む)に対する雇入れ時教育
 - イ 配置転換により作業内容に変更があった者に対する作業内容変更時教育
 - ウ 危険有害業務に新たに従事する者に対する特別教育

- エ 職長等に新たに就任する者に対する職長等教育および職長等の能力向上教育の推進
- オ 就業制限業務、作業主任者を選任すべき業務での免許所有者や技能講習修了者などの資格者の充足
- カ 安全衛生業務従事者（安全管理者、衛生管理者、安全衛生推進者、衛生推進者、安全推進者等）を選任・配置するための教育等
- キ 危険有害業務従事者に対する教育、安全衛生業務従事者に対する能力向上教育
- ク 化学物質管理者教育、保護具着用管理責任者教育
- (5) 法定教育以外の教育等の充実
- ア 労働安全衛生マネジメントシステム、リスクアセスメント、機械安全に関する教育
- イ 危険予知活動（KYT）に関する教育
- ウ 健康保持増進措置を実施するスタッフを養成するための専門教育
- エ 産業保健スタッフ等に対するメンタルヘルスケア推進のための教育・研修
- オ 感染症の予防・対策に関する教育
- カ 熱中症予防に関する教育
- キ 騒音障害防止に関する教育
- ク 腰痛予防のための教育
- ケ 健康の保持増進のための健康教育
- コ 職場のメンタルヘルス対策及びハラスメント防止のための教育・研修
- サ 職場の救命処置及び応急手当に関する教育・研修
- シ 経営トップ等に対する安全衛生セミナー
- ス 管理職に対する安全衛生教育
- セ 高齢者の労働災害防止と身体機能の維持向上のための教育
- ソ 外国人労働者に対する母国語や明解な図示などを活用した安全衛生教育
- タ 情報機器作業従事者および管理者に対する労働衛生教育
- (6) e ラーニングを活用した安全衛生教育の適切な活用と推進
- (7) 資格または特別教育等が必要な設備機器、作業場所等に対して、その必要な資格または特別教育の種類を掲示することや、有資格者に腕章を装着させることなど、安全衛生教育に関する「見える化」の推進
- (8) 講師、教材等の問題から、自ら安全衛生教育を実施することが困難な場合の、安全衛生関係団体等の活用による安全衛生教育の実施

詳細は以下をご確認ください。

- ・ [中災防:安全衛生教育促進運動実施要領](#)
- ・ [令和6年度 安全衛生教育促進運動実施要領 .pdf](#)